

第4回 伊万里市農業委員会会議

1 日 時 令和8年4月3日(金)
開会 15時00分
閉会 15時25分

2 場 所 伊万里市役所 大会議室

3 出 席 12名

4 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	欠
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	欠	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 6番 岩永 純一

11番 副島 敏和

5 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 晃樹	書記	仲尾 鴻佑

6 その他出席者

なし

7 付議事項

議案第12号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第13号	農地法第5条の申請について
議案第14号	農地法第3条の申請について
議案第15号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について

8 報告事項

報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第10号	農地等の形質変更届出について
報告第11号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

9 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は5番 中島 一男委員、9番 淵上 幸雄委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 岩永 純一委員、11番 副島 敏和委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。 議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 について 1件 議案第13号 農地法第5条の申請について 2件 議案第14号 農地法第3条の申請について 6件 議案第15号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について 利用権設定 通年 17件</p> <p>また、報告事項は、3つです。 報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について 4件 報告第10号 農地等の形質変更届出について 1件 報告第11号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 5件</p> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1番と議案第13号 農地法第5条の申請 12番については、関連しておりますので、併せて説明させていただきます。</p> <p>議案は1ページと2ページになります。 図面は1ページから7ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 当初の申請人が住宅用地として農地法第5条許可を受けていましたが、申請地周辺の土地改良事業の施行に伴い、住宅建築がされないまま、農地の状態で現在に至っていました。 今回、事業継承者が一般住宅を建築することとなり、事業計画変更承認申請が提出されたものです。なお、当初計画と変更計画の地番が違っておりますが、備考欄に記載があるとおり地籍調査により合筆されております。 また、所有権移転をするために農地法第5条の申請も同時に提出されています。</p>

事務局	<p>農地区分は第2種農地であり、許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1番と議案第13号 農地法第5条の申請 12番については以上です。</p>
議長	<p>議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1番と議案第13号 農地法第5条の申請 12番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1番と議案第13号 農地法第5条の申請 12番について御説明します。</p> <p>当初の計画は住宅用地であり、今回は一般住宅を建築する計画であることから事業継承については問題ないと思っています。</p> <p>排水計画については、雨水は溜桝を経由し、申請地東側の道路側溝から河川に放流する計画で生活排水についても合併浄化槽から雨水と同じ排水経路で放流する計画となっています。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので、農地法第5条の申請についても問題ないものと思っています。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1番と議案第13号 農地法第5条の申請 12番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1番と議案第13号 農地法第5条の申請 12番については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第5条の申請 13番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地法第5条の申請 13番についてご説明します。</p> <p>議案は2ページになります。</p> <p>図面は8ページから12ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が一般住宅として使用するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第13号 農地法第5条の申請 13番の説明については以上になります。</p>
議長	<p>13番について担当委員より説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一般住宅建築ということで申請されています。</p> <p>排水計画は、雨水は溜桝を経由し、申請地西側の道路側溝に放流する計画で生活排水は申請地西側の公共下水へ接続する計画となっております。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので、問題ないものと思っています。ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第13号 農地法第5条の申請 13番については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第14号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 6件について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第14号 については以上6件です。</p>
議長	<p>議案第14号 について議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第14号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定の通年17件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の5ページから8ページに農用地利用集積等促進計画書を、9ページから15ページに明細書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>借受人が10名、貸付人が17名で、面積は田が32,510㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとおりで。</p> <p>議案第15号 農地中間管理事業については以上17件です。</p>
議長	<p>議案第15号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第15号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業等] の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第9号 について御説明します。 議案は16ページになります。 4件受理しており、解約の事由、通知の内容については議案に記載のとおりです。 報告第9号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第10号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 について御説明します。 議案の17ページ 4番になります。 図面は13ページから15ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げをして、玉葱を作付け畑として利用するための届出です。 報告第10号 については以上です。</p>
議長	<p>4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>区長さんから話があり現地に行ってきました。家も何もなく、山の中で荒地地です。まわりは原野で問題ないところです。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。</p>
議長	<p>報告第10号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第11号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 について御説明いたします。 議案は、18ページになります。 1番から5番について、所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第11号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第11号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第4回農業委員会会議を閉会します。</p>

